次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 | 二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 |
| 名称 / 所在地 / 実習内容 | 名称 / 所在地 / 実習内容 |
| ［略］ | ［同上］ |
| メタコート工業株式会社 / 東京都中央区八丁堀一丁目六番一号 / 工業包装 | ［項を加える。］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**○法務省告示第九号**

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成三十年一月四日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 | 二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 |
| 名称 / 所在地 / 実習内容 | 名称 / 所在地 / 実習内容 |
| ［略］ | ［同上］ |
| 株式会社ジェイビー・テクノ / 岐阜県瑞穂市野田新田字番屋口三千九百八十六番地二 / プラスチック成形 | ［項を加える。］ |
| 株式会社スケットマーク / 岐阜県揖斐郡池田町宮地五百四十一番地の三 / プラスチック成形 | ［項を加える。］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**○財務省告示第一号**

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成三十年一月四日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

| 国債の名称 | 記号 | 額面金額の総額 | 買入価額の総額 |
|---|---|---|---|
| 個人向け利付国庫債券（固定・三年） | 第五十五回 | 千八百五十万円 | 千八百四十九万二千六百三十四円 |
| 〃 | 第五十六回 | 一億千九百万円 | 一億千八百九十五万二千六百二円 |
| 〃 | 第五十七回 | 四千六百二十三万円 | 四千六百二十一万千五百九十円 |
| 〃 | 第五十八回 | 三千九百五十三万円 | 三千九百五十一万四千二百六十円 |
| 〃 | 第五十九回 | 八千八十三万円 | 八千七十九万七千八百十円 |
| 〃 | 第六十回 | 九千八百九十万円 | 九千八百八十六万六百四円 |
| 〃 | 第六十一回 | 一億八百四十万円 | 一億八百三十五万六千八百二十二円 |
| 〃 | 第六十二回 | 六千九百十五万円 | 六千九百十二万二千四百六十八円 |
| 〃 | 第六十三回 | 七千三百六十二万円 | 七千三百五十九万六百八十円 |